

基本方針Ⅰ 便利で快適な交通環境の確保

青字：今後の確認・調整事項

I-1 効率的な公共交通ネットワークの実現

①公共交通ネットワークの構築

○今後、高齢化のさらなる進行が見込まれる中で、公共交通ネットワークを構築することにより、だれもが移動しやすい環境を形成します。

【関連する実施施策】

- ・適切な公共交通ネットワークの構築
- ・公共交通のサービスを連携する仕組みの検討（MaaS等）
- ・需要に対応した効率的なバス路線網の構築・再編

■適切な公共交通ネットワークの構築

※都市計画マスタープラン、地域公共交通計画の策定検討に合わせて記載を調整予定。

- ・各地域の拠点を中心とした交通結節点の整備や、中心市街地への効率的なバスネットワークを構築し、誰でも日常的に来訪できる環境をつくり中心市街地への誘導を図ります。
- ・バス交通の地域間ネットワークを充実させ、利便性を向上させるため、利用者に配慮したバス交通の在り方を検討し、その実現を進めます。

(西部地域街づくり方針, 2010年, p.61)



バスネットワークイメージ
調布市(現行総合交通計画)

■需要に対応した効率的なバス路線網の構築・再編

- ・人口や人の移動の変化、社会情勢の変化に伴う需要の変化に応じた、適切で効率的な運行本数の設定に向けて、都市計画道路などによる道路ネットワークの整備と合わせ、バス事業者との協議を行います。
- ・鉄道駅から離れた深大寺地区やバス依存率の高い地域を考慮しつつ、南北連絡など効率的かつ利便性の高いバスネットワークの構築に向けて検討を進めます。

(総合交通計画, 2011年, p.38)

■公共交通のサービスを連携する仕組みの検討（MaaS等）

- ・複数の公共交通サービスを連携する仕組みの導入を検討し、公共交通の利用促進を図ります。
- ・スマートフォンのアプリ等で一括して行える仕組み「MaaS: Mobility as a Service」を用いて公共交通サービスの予約、乗車、決済等を連携する仕組みの導入を、関係機関等と連携しながら検討します。



複数のモビリティの導入とその連携システム
国土交通省

- ・現在、全国各地で自動運転技術の活用に関わる実証実験等が行われており、調布市においても、バス運行の効率化に向けて、関連動向に関する情報を収集するとともに、バス事業者との連携を図りながら自動運転技術の活用のあり方を検討していきます。



公共交通不便地域への対応方針
調布市(公共交通ネットワークの方向性)

②バスサービスの向上

○効率的・効果的なネットワークの構築とともに、混雑の緩和や利便性の向上に向けた新たな施策の追加等により、利用者にとって利用しやすいサービスへと向上を図ります。

【関連する実施施策】

- ・新たなモビリティ等の活用による移動手段の確保
- ・需要に応じた適切な運行本数の設定
- ・バス利用における ICT 等活用に関する啓発活動の実施
- ・定時性、速達性の向上
- ・バス同士の乗継割引制度導入に向けた検討

■新たなモビリティ等の活用による移動手段の確保

- ・公共交通不便地域に対応するため、バス路線網の再編と併せて、現在、深大寺周辺で行っている実証実験のように、これまでの路線バスやコミュニティバスにとらわれない、新たな車両や運行形態による移動手段の確保について、地域との連携を図りながら検討・導入します。

※北部地域における巡回公共交通事業（実証実験）や AI オンデマンド交通等について追記予定。

■需要に応じた適切な運行本数の設定

- ・人口や人の移動の変化、社会情勢の変化に伴う需要の変化に応じた、適切で効率的な運行本数の設定に向けて、都市計画道路などによる道路ネットワークの整備に合わせて、バス事業者との協議を行います。

（総合交通計画，2011年，p.38）

■バス利用における ICT 等活用に関する啓発活動の実施

- ・インターネットや案内表示板等でバスの位置情報やバスの接近情報がわかるバスロケーションシステムの運用に向けて検討を進めます。
- ・高齢者等では、情報提供ウェブサイト等へのアクセス方法がわかりにくいなどがあるため、使い方講座など行うことを検討します。

【事例】高槻市での高齢者 ICT 推進事業

- ・老人福祉センターでスマートフォンの使い方やリモート活動の展開、市 SNS への登録方法等を伝える講座が行われている。

■定時性、速達性の向上

※踏切対策の状況に応じて記載内容を修正予定。

- ・定時性・速達性の向上のため、都市計画道路の整備について検討します。
- ・三鷹通りを運行する路線では、関係機関と連携し交差点改良等の促進により定時性、速達性を高めます。

（総合交通計画，2011年，p.38）

■バス同士の乗継割引制度導入に向けた検討

- ・市内のバス移動促進のため、バス事業者を超えた路線バス同士の乗継による割引制度を検討します。

【事例】京都市内での割引制度

- ・ICOCA や PiTaPa, Suica など全国相互利用対応の IC カードで、市バス、地下鉄、京都バスを乗り継いだ場合、2 乗車目の運賃が割引となる。バスは市バスだけでなく、京都バスも対象である。

【事例】富山駅前広場のバス案内

- ・富山駅では、駅から出発するバスの情報を駅前広場の電光掲示板で表示しています。タッチパネル操作で情報を検索することもできます。



（出典：富山地方鉄道）

③バス走行経路の確保

○調布市内では幅員が十分でない道路が多く、バスが運行できる道路が限られているため、歩行者や自転車にも配慮しつつ、需要が高い地域では局所的な道路拡幅や交差点改良を推進し、バスの円滑な走行を図ります。

【関連する実施施策】

- ・バスの円滑な走行のための道路整備、交差点改良
- ・道幅の狭い道路などにおける交通規制の検討

■バスの円滑な走行のための道路整備、交差点改良

- ・幅員が十分でない道路が多く、バスが運行できる道路が限られているため、歩行者や自転車にも配慮しつつ、部分的に未整備となっている区間などを中心に、需要が高い地域では局所的な道路拡幅や交差点改良を推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.39)

■道幅の狭い道路などにおける交通規制の検討

- ・道路の幅員が狭く、バスが通行できない地域においては、住民の意向を確認しながら、一方通行などの交通規制の設定による安全な走行経路の確保について検討します。

(総合交通計画, 2011年, p.39)

④駅周辺等の地域の拠点でのアクセス性の向上

○調布市内各駅の周辺地域を中心とする拠点へのアクセス性を向上し、誰でも移動しやすい空間づくりを目指します。

【関連する実施施策】

- ・駅までの主要な歩行経路の確保
- ・まちづくりと一体となった交通結節機能の強化
- ・公共交通網への交通手段の確保

■駅までの主要な歩行経路の確保

- ・駅までの主要経路における歩道幅員の確保や段差の解消などを図り、車いすやシニアカー、ベビーカーなど、だれでも移動しやすい歩行空間づくりを推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.62)

※調布駅前広場整備計画等における駅前広場以外（駅前広場までの）の歩行空間整備の状況に応じて追記予定。

■まちづくりと一体となった交通結節機能の強化

- ・調布駅前では、「交通結節機能」のみならず、「環境空間としての広場機能」を併せもつ駅前広場を目指し、交流機能・景観形成機能・情報提供機能・防災機能を持つ空間として整備を検討します。

(調布駅前広場計画図, 2021年, p.1)

- ・拠点を中心とした駅前広場で、休憩できるスペースや施設の設置を検討し、ゆとりある駅前空間の創出を図ります。

(西部地域街づくり方針, 2010年, p.58)



調布駅のゾーニング案
調布市(調布駅前広場整備計画図案)

■公共交通網への交通手段の確保

- ・買い物利用による短時間の駐輪需要に対応するため、路上自転車等駐車場について検討を進めます。

(調布市自転車等対策実施計画, 2021年, p.50)

- ・公共交通までの交通手段として自転車が利用しやすいよう、乗換拠点での自転車等駐車場の設置を推進します。(総合交通計画, 2011年, p.43)
- ・電車やバスへのアクセス性を向上し、市民や来訪者への利便性や回遊性の向上を図るため、電動アシスト付き自転車のシェアサイクル事業を導入しています。今後は、ステーションの増設や、広報活動を行い、官民連携により利用促進を図ります。

(調布市自転車等対策実施計画 改訂版, 2021年, p.45)

【事例】さいたま市での人流データ等を活用したシェア型マルチモビリティの導入検討

- ・移動の利便性向上や都市の回遊性向上と環境負荷の低減などを両立する新たな都市の交通システムとして、電動アシスト付自転車・スクーター・超小型EVによるシェア型マルチモビリティの社会実装に向けて検討を行っている。
- ・モビリティのGPSデータ等を活用して、事業の有効性等を検証し、ポートやモビリティの最適配置等の利便性向上につなげている。



モビリティシェアサービスのイメージ

マルチシェアモビリティステーションのイメージ

出典: 令和2年12月23日市長定例記者会見資料
(出典: さいたま市)

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
効率的な公共交通ネットワークの実現	公共交通ネットワークの構築	適切な公共交通ネットワークの構築	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		公共交通のサービスを連携する仕組みの検討 (MaaS等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		需要に対応した効率的なバス路線網の構築・再編	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	バスサービスの向上	新たなモビリティ等の活用による移動手段の確保	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		需要に応じた適切な運行本数の設定	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		バス利用における ICT 等活用に関する啓発活動の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		定時性, 速達性の向上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		バス同士の乗継割引制度導入に向けた検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	バス走行経路の確保	バスの円滑な走行のための道路整備, 交差点改良	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		道幅の狭い道路などにおける交通規制の検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	駅周辺等の地域の拠点でのアクセス性の向上	駅までの主要な歩行経路の確保	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		まちづくりと一体となった交通結節機能の強化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		公共交通網への交通手段の確保	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(: 施策の準備・検討 : 施策の展開・実施 : 実施した施策の継続・運用)

I-2 公共交通利用環境の整備

⑤乗継利便性などの向上

○移動経路におけるバリアフリー化、バス利用者のための乗継情報や案内表示、バス待ち環境の整備により乗継利便性の向上を図ります。

【関連する実施施策】

- ・まちづくりと一体となった交通結節機能の強化【再掲】
- ・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー推進
- ・公共サイン計画に基づく案内表示の推進
- ・ベンチや上屋などのバス待ち環境整備

■ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー推進

※次期バリアフリー基本構想の策定に合わせて見直し予定。

- ・交通結節点の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方によるバリアフリー化を促進するとともに、歩行者の回遊性を高め、だれもが利用しやすい交通結節点の創出を図ります。

(総合交通計画, 2011年, p.43)

- ・旅客施設については、ホームドア等の設置の検討や、聴覚障害者にも対応した情報提供設備の設置など、更なるバリアフリー化整備を目指します。

(調布市バリアフリー基本構想, 2012年, p.41)

■ベンチや上屋などのバス待ち環境整備

- ・駅前バスターミナル以外でも、主要なバス停において、運行情報システム、道路の幅員など条件が整う箇所について、上屋やベンチの設置状況を確認し、交通事業者とともに設置に向けた検討を進め、快適でより利用しやすいバス交通を目指します。

(総合交通計画, 2011年, p.43)

■公共サイン計画に基づく案内表示の推進

- ・平成27年に定めた「調布市公共サイン整備ガイドライン」に基づき、誰にもわかりやすく、安全・安心に使い、統一感のある美しい公共サイン整備を推進します。

(調布市公共サイン整備ガイドライン, 2015年, p.3)

⑥利用しやすい環境整備

○全ての利用者にわかりやすい情報提供により、誰もが利用しやすい公共交通利用環境を目指します。

【関連する実施施策】

- ・市民・来訪者など全ての利用者にわかりやすい情報提供

■市民・来訪者など全ての利用者にわかりやすい情報提供

- ・目的地へ向かうバス路線の情報や鉄道駅から利用するバス停までの経路などについて、わかりやすい情報提供を行うとともに、バスが利用しやすい交通手段であることを伝え、利用促進を図ります。

(総合交通計画, 2011年, p.43)

- ・鉄道駅では、路線シンボル及び駅ナンバリングの表記やピクトグラムの活用、多言語表記の充実などわかりやすい案内表示への改善に向けて事業者と協議を行います。

(第11次東京都交通安全計画, 2021年, p.122)

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
公共交通 利用環境の 整備	乗継利便性 などの向上	まちづくりと一体となった交通結節機能の強化【再掲】	■	▨
		ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー推進	■	■
		公共サイン計画に基づく案内表示の推進	■	▨
		ベンチや上屋などのバス待ち環境整備	■	▨
	利用しやすい 環境整備	市民・来訪者など全ての利用者にわかりやすい情報提供	■	▨

(□ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ▨ : 実施した施策の継続・運用)

基本方針Ⅱ 環境負荷の低い公共交通等の環境整備

Ⅱ-1 環境に配慮した自動車利用の実現

⑦自動車の適正な利用への促進

○大気汚染や二酸化炭素排出を低減するためのエコドライブの推進，自動車利用から徒歩や自転車，公共交通利用への転換を図るモビリティマネジメントの実施により，自動車利用の合理化を目指します。

【関連する実施施策】

- ・エコドライブの推進
- ・モビリティマネジメントの実施

■エコドライブの推進

- ・自動車利用をする場合の大気汚染や二酸化炭素排出を低減するため，エコドライブの啓発活動を推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.47)

■モビリティマネジメントの実施

- ・エコ通勤優良事業所認証制度の普及啓発活動やノーマイカーデーの導入検討などを通じて，徒歩や自転車，公共交通利用への転換を促進します。

(総合交通計画, 2011年, p.47)

⑧ゼロエミッションビークルの普及促進

○ゼロエミッションビークルである，電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV），燃料電池自動車（FCV）等の普及・促進に取り組みます。

(調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編), 2021年, p.41)

【関連する実施施策】

- ・ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進
- ・ゼロエミッションビークル導入に向けた水素ステーション・急速充電器の設置促進
- ・駅周辺等のエネルギー施策との連携

■ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進

- ・公共交通機関の利用促進やZEVの普及に向けた取組などを進めていきます。

(調布市環境基本計画, 2021年, p.55)

- ・公用車の更新・新規購入時にZEVの導入に努めるほか，一般車ではゼロエミッションへの買換えを促進します。

(調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編), 2021年, p.39)

■ゼロエミッションビークル導入に向けた水素ステーション・急速充電器の設置促進

- ・ZEVの導入，集合住宅等への充電設備設置，蓄電池の設置等に係る東京都等の補助事業に関する情報提供を行います。

(調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編), 2021年, p.38)

■駅周辺等のエネルギー施策との連携

- ・調布駅等での自律分散型エネルギーシステム導入に併せて，ZEVの充電設備の充実を図るとともに，MaaSやEV等を活用した次世代交通システムとの連携方策について検討します。

(調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編), 2021年, p.48)

【用語】ゼロエミッションについて

- ・ゼロエミッションビークルやバスは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のことで

（出典：東京都環境局）



【事例】板橋区での公用車へのEV車カーシェアリングの導入

- ・民間が運営するカーシェアリングサービスのEVを区の公用車として導入した。区内所有地に配備し、公用車としての利用がない時間帯には一般の会員の利用も可能とし、区民へのEV普及を促進する。板橋区は、EVを含むカーシェアリングを公用車として使用することで、環境負荷低減に貢献するだけでなく、公用車削減による維持費・管理費などのランニングコスト削減にも繋がります。

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
環境に配慮した自動車利用の実現	自動車の適正な利用への促進	エコドライブの推進	■	■
		モビリティマネジメントの実施	■	■
	ゼロエミッションビークルの普及促進	ゼロエミッションビークル(ZEV)の普及促進	□	■
		ゼロエミッションビークル導入に向けた水素ステーション・急速充電器の設置促進	□	■
		駅周辺等のエネルギー施策との連携	□	□

（ □ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ▨ : 実施した施策の継続・運用）

II-2 環境に配慮した移動手段の充実

⑨環境に配慮した移動手段の充実

○二酸化炭素排出量の削減につながる公共交通，シェアサイクル，カーシェアリング等の環境に配慮した移動手段の整備を進めます。

(調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編), 2021年, p.48)

【関連する実施施策】

- ・ゼロエミッションバスの導入促進
- ・グリーンスローモビリティなど次世代交通システムの活用方策検討
- ・シェアサイクルやEV等を活用したカーシェアリングの普及促進

■ゼロエミッションバスの導入促進

※バス事業者へ確認後，記載を調整予定。

- ・東京都では，ゼロエミッションバスを導入するものに対し，当該車両の購入に要する経費の一部を助成を行っており，このような補助事業の活用による導入促進について交通事業者と協議をします。

(EVバス導入促進事業実施要項, 2020年, p.1)

■グリーンスローモビリティなど次世代交通システムの活用方策検討

- ・二酸化炭素排出量の削減につながる公共交通として，グリーンスローモビリティなど次世代交通システムの検討を行います。

(環境基本計画, 2021年, p.75・調布市地球温暖化対策実行計画, 2021年, p.48)

- ・国土交通省では，グリーンスローモビリティの普及に係る支援，導入実証調査・車両購入等で活用可能性のある支援事業を行っており，このような補助事業の活用による導入促進について交通事業者と協議をします。(グリーンスローモビリティの導入と活用のための手引き, 2021年, p.58)

【用語】グリーンスローモビリティについて

- ・時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスのことです。

■シェアサイクルやEV等を活用したカーシェアリングの普及促進

- ・自転車利用を促進するため，民間事業者と連携したシェアサイクルを導いています。今後は，ステーションの増設を進めるとともに，市民の方を対象としてイベント等での広報活動を行い，官民連携して利用促進を図ります。

(調布市自転車等対策実施計画改定版, 2021年, p.45)

- ・環境にやさしい交通手段の観点から，エコカー等によるカーシェアリングの仕組みを検討します。

(調布市都市計画マスタープラン, 2014年, p.58)

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
環境に配慮した移動手段の充実	環境に配慮した移動手段の充実	ゼロエミッションバスの導入促進		
		グリーンスローモビリティなど次世代交通システムの活用方策検討		
		シェアサイクルやEV等を活用したカーシェアリングの普及促進		

(□ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ▨ : 実施した施策の継続・運用)

基本方針Ⅲ 適切に機能分担された快適な道路整備

Ⅲ-1 効率的かつ効果的な幹線道路網の整備

⑩ 効率的かつ効果的な道路整備

○道路の交通、環境、防災の機能を十分発揮し、良好な都市形成に寄与するため、路線の必要性や優先度を定期的に確認し、効率的かつ効果的なみちづくりを進めます。

(調布市道路網計画, 2016年, p.9・10)

○隣接する自治体との円滑な移動と交流の活発化を支えるため、より効率的かつ効果的な道路網の整備を推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.48)

■道路ネットワークの整備

・優先的に整備すべき路線について、調布市基本計画等と整合を図り、現在事業中である路線の進捗状況や財政状況、まちづくりの機運の高まりなどを勘案しながら順次事業を進めます。

(調布市道路網計画, 2016年, p.30)

・現在進行する整備と連携を図ることで、道路の整備効果を一体的に発現し、渋滞箇所の解消や道路整備による効果の大幅な向上を図ります。

(調布市道路網計画, 2016年, p.23)

【関連する実施施策】

- ・道路ネットワークの整備
- ・まちづくりの視点による道路整備（拠点形成と拠点間の連絡・地域のまちづくりへの貢献）

■まちづくりの視点による道路整備（拠点形成と拠点間の連絡・地域のまちづくりへの貢献）

・バスなどの公共交通ネットワークとして必要性が高い箇所や住民発意によるまちづくりが進んでいる地域の路線を整備することで、快適でより便利なまちを形成します。

・地域のまちづくりの熟度に応じて、沿道の街並み形成の促進などについて、地域住民と協働で検討を進めます。

(調布市道路網計画, 2016年, p.23・33)

⑪ 渋滞の解消

○渋滞は自動車やバス交通の円滑な移動の妨げとなるほか、大気汚染や二酸化炭素排出量の増加につながっています。交差点など局所的な箇所には原因がみられる場合には、問題解消に向けた施策検討を進めます。

【関連する実施施策】

- ・交差点改良などによる幹線道路の渋滞解消
- ・開かずの踏切によるボトルネックの解消（5か所）

■交差点改良などによる幹線道路の渋滞解消

・東京都「第3次交差点すいすいプラン」において指定されたボトルネックとなっている交差点での着実な整備を促進します。

(総合交通計画, 2011年, p.49)

■開かずの踏切によるボトルネックの解消（5か所）

※踏切対策の状況に応じて記載内容を修正予定。

・「開かずの踏切」をなくし、道路交通の円滑化を図るため、道路整備や周辺まちづくりとの連携を図りながら、適切な踏切対策を検討し、早期実現を目指します。

(広報東京都, 2017年, 11月号)

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
効率的かつ効果的な幹線道路網の整備	効率的かつ効果的な道路整備	道路ネットワークの整備	■	■
		まちづくりの視点による道路整備（拠点形成と拠点間の連絡・地域のまちづくりへの貢献）	■	■
	渋滞の解消	交差点改良などによる幹線道路の渋滞解消	■	■
		開かずの踏切によるボトルネックの解消(5か所)	□	□

(□ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ▨ : 実施した施策の継続・運用)

Ⅲ-2 地域特性に応じた生活道路網の整備

⑫道路拡幅・整備

○歩行者と自転車、自動車、バスなどが混在している地域や、緊急車両が通行できない道路については、安全性の確保のほか、防災性、快適性、コミュニティ機能の向上といった観点から優先性を検討し整備を進めます。

(総合交通計画, 2011年, p.52)

【関連する実施施策】

- ・地域特性および役割に応じた生活道路網の見直しと整備
- ・幹線道路整備とあわせた生活道路整備による機能向上

■地域特性および役割に応じた生活道路網の見直しと整備

- ・生活道路網の機能確保のための総合的な取組において、各地域の状況を適切に把握し、地域と連携を図りながら、早期の課題解決に向けて検討を進めます。

(調布市道路網計画, 2016年, p.31)

- ・緊急車両が通行できない道幅の狭い道路の解消を推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.53)

■幹線道路整備とあわせた生活道路整備による機能向上

- ・都市計画道路と接続する生活道路については、様々な交通の需要状況や幹線道路の整備状況を考慮のうえ整備手法などを検討し、一体的な整備を促進することで効率的な機能向上を図ります。

(総合交通計画, 2011年, p.53)

⑬市民の協力による維持管理・整備など

○住宅周辺道路の見直し改善や景観のための沿道植栽の管理、沿道緑化の維持・推進、セットバックなど、地域住民自身による身近な道路の安全性や快適性の確保を推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.53)

【関連する実施施策】

- ・身近な道路の維持管理を住民が行う取組の推進（植栽・清掃）
- ・セットバックなどによる歩行空間の拡充

■身近な道路の維持管理を住民が行う取組の推進（植栽・清掃）

- ・植栽や清掃などの維持管理については住民参加により協働で行う取組を推進し、沿道の景観や快適な通行環境確保を図ります。

(総合交通計画, 2011年, p.53)

■セットバックなどによる歩行空間の拡充

- ・交通量が多く歩道が狭い道路や、小学校や中学校周辺の通学路等においては、都市計画諸制度を活用し、地権者の協力のもと、セットバックなどで歩行者空間が確保できるよう検討します。

(西部地域街づくり方針, 2010年, p.68)

⑭安全性確保のための交通規制の実施

○局所的な整備や維持管理だけでは十分な安全性が確保できない場合、通過交通の進入抑制や一方通行規制などの適切な設定による安全性の確保が必要です。

(総合交通計画, 2011年, p.52)

【関連する実施施策】

- ・規制、ルールなどによる生活道路機能確保の検討

■規制、ルールなどによる生活道路機能確保の検討

- ・道幅の狭い生活道路での歩行者の安全性を確保するため、道路状況に応じて一方通行規制や速度規制など、生活道路としての機能確保に向けた関係機関との協議・検討を行います。

(総合交通計画, 2011年, p.53)

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
地域特性に応じた生活道路網の整備	道路拡幅・整備	地域特性および役割に応じた生活道路網の見直しと整備	■	■
		幹線道路整備とあわせた生活道路整備による機能向上	■	■
	市民の協力による維持管理・整備など	身近な道路の維持管理を住民が行う取組の推進（植栽・清掃）	■	■
		セットバックなどによる歩行空間の拡充	■	■
	安全性確保のための交通規制の実施	規制，ルールなどによる生活道路機能確保の検討	■	■

(□ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ▨ : 実施した施策の継続・運用)

基本方針Ⅳ 安全・安心に移動できる環境の整備

Ⅳ-1 安全・安心な歩行空間の確保

⑮安全な歩行空間の確保

○市民や来訪者等誰もが安心して活動できるよう、中心市街地や拠点を中心に、道路整備との連携を図りながら安全・快適な歩行空間の創出を目指します。

【関連する実施施策】

- ・歩行時の快適性向上に向けた空間整備
- ・駅までの主要な歩行経路の確保【再掲】
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩道のバリアフリー化
- ・歩きやすい歩行環境整備に向けた無電柱化の促進

■歩行時の快適性向上に向けた空間整備

- ・鉄道駅の自由通路の整備、自転車利用環境の充実、緑あふれる空間の創出、歩道の段差解消や障害物撤去等、人がまち歩きをしやすく、回遊性を高める取組を推進します。

(「未来の東京」戦略 R3.3, 2021年, p.42)

■ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩道のバリアフリー化

- ・中心市街地内や駅周辺等の拠点内の主要な歩道では、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、バリアフリー化を推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.62)

- ・主要な道路の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、すべての人が安全でストレスがなく通行できるよう、段差の解消やサイン等の整備を行います。

(西部地域街づくり方針, 2010年, p.58, p.76)

■歩きやすい歩行環境整備に向けた無電柱化の促進

- ・主要な道路などの整備に当たっては、街並みの改善や安全で快適な歩行空間の確保が急がれる箇所等において、無電柱化を検討し、実現化に向けた取組みを進めます。

(調布市基本計画, 2019年, p.193)

(西部地域街づくり方針, 2010年, p.101)

⑯利用マナーの向上

○自動車や自転車だけでなく、歩行者においてもマナーを向上し事故の防止を目指します。

(総合交通計画, 2011年, p.61)

【関連する実施施策】

- ・歩行時のマナー向上への啓発活動
- ・踏切以外の安全な経路の案内

■歩行時のマナー向上への啓発活動

- ・信号や横断歩道、歩行ルールなどについて情報提供や啓発活動を行い、交通安全意識と歩行者マナーの向上を推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.62)

■踏切以外の安全な経路の案内

- ・既存地下道などの踏切の遮断に左右されない経路に関する案内情報を提示し、目的に沿った歩行者の誘導を促進します。

(総合交通計画, 2011年, p.62)

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
安全・安心な歩行空間の確保	安全な歩行区間の確保	歩行時の快適性向上に向けた空間整備	□	■
		駅までの主要な歩行経路の確保【再掲】	■	▨
		ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩道のバリアフリー化	■	▨
		歩きやすい歩行環境整備に向けた無電柱化の促進	□	■
	利用マナーの向上	歩行時のマナー向上への啓発活動	■	■
		踏切以外の安全な経路の案内	■	▨

(□ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ▨ : 実施した施策の継続・運用)

IV-2 高齢者・障害者等の外出支援

⑰ 高齢者や障害者などが利用しやすいサービスの検討

○ 高齢者や障害者などの安全・快適な移動を支援し、誰もが外出しやすい環境づくりを推進します。

【関連する実施施策】

- ・ 新たなモビリティ等の活用による移動手段の確保【再掲】
- ・ 地域との協働による新たな公共交通の導入検討
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー推進【再掲】
- ・ 公共交通機関の利用環境の整備
- ・ 移動支援施策や利用環境の充実

■ 地域との協働による新たな公共交通の導入検討

- ・ 施設間を結ぶ公共交通の運行要望が高い地域などについては、乗合タクシーなど適切な運行形態のもと地域との協働による公共交通機能の導入を検討します。

(総合交通計画, 2011年, p.39)

- ・ ICTを活用した情報提供等、すべての人にやさしい公共交通の充実を図ります。また、ノンステップバスといった、人にやさしい車両の導入を促進します。

(西部地域街づくり方針, 2010年, p.76)

■ 移動支援施策や利用環境の充実

- ・ 高齢者、障害者等の外出支援も含め、ICT等最新技術の活用も含めた各種施策の連携による利用環境の充実について検討します。

(総合交通計画, 2011年, p.39)

- ・ 車いす、ストレッチャーのまま利用できる福祉タクシーの利用支援や、多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画により、個々の利用者のニーズに応じた交通手段の確保を支援します。

(障害者総合計画, 2018年, p.36)

- ・ 福祉タクシー券事業について、個々の利用者のニーズに対応できるように引続き検討します。

※福祉タクシー券のありかた検討委員会の検討結果を踏まえて記載を修正予定。

- ・ また、高齢者・障害者の自立した生活を促進するための外出支援施策として、シニアカー・電動車いすのシェアリングなどによる生活圏の拡大を検討します。

■ 公共交通機関の利用環境の整備

※調布駅等での身障者駐車場設置計画の内容を確認し記載を調整予定。

- ・ 路線バス・ミニバスの運行におけるノンステップバスの導入を進め、障害者にも利用しやすい環境を整備し社会参加の促進を図ります。

(障害者総合計画, 2018年, p.36)

- ・ 特に、鉄道駅等の交通結節点における公共交通と福祉輸送サービスとの円滑な乗り継ぎに方策について、関係者と協議しながら検討し、可能なものから実現を目指します。

【事例】鎌倉市でのICTを活用した歩行支援システムの整備

- ・ 市内の主要観光エリアのネットワークデータを整備するとともに、公共施設や観光施設等のバリアフリー情報を付加した施設データの整備を始めている。

【事例】朝霞市の障害者移動支援施策

- ・ 重度障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進をはかるため、福祉タクシー券の交付、バス・鉄道共通ICカードの利用料の助成、または自動車燃料費の補助の内どれか1つを補助している。

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
高齢者・ 障害者等の 外出支援	高齢者や障害者などが利用しやすいサービスの検討	新たなモビリティ等の活用による移動手段の確保【再掲】	■	▨
		地域との協働による新たな公共交通の導入検討	■	
		ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー推進【再掲】	■	
		公共交通機関の利用環境の整備	■	
		移動支援施策や利用環境の充実	■	

(□ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ▨ : 実施した施策の継続・運用)

IV-3 自転車利用環境の整備

⑱ 自転車走行空間の整備

○利用実態に合わせた市内の安全な自転車ネットワークの構築，まちづくりや道路整備と併せた計画的な自転車走行空間の整備により，だれもが安全かつ快適に自転車で移動できる環境づくりを推進します。

【関連する実施施策】

- ・自転車利用実態を踏まえた，空間の有効活用やルールに基づくネットワークの構築
- ・都市計画道路の整備，改修にあわせた空間整備

■自転車利用実態を踏まえた，空間の有効活用やルールに基づくネットワークの構築

- ・自転車利用実態に合わせて，市内の自転車ネットワークを構築し，日常的な移動での利便性向上を図ります。

(総合交通計画，2011年，p.58)

■都市計画道路の整備，改修にあわせた空間整備

- ・都市計画道路の整備，改修にあわせて，道路空間の再配分などにより走行空間の確保を検討します。

(総合交通計画，2011年，p.58)

⑲ 自転車等駐車場などの環境整備

○自転車等駐車場について，適正な運用を推進するとともに，鉄道事業者・施設設置者等による自転車等駐車場の設置を推進します。

また，通行の妨げとなる放置自転車の撤去を継続します。

【関連する実施施策】

- ・放置自転車対策
- ・自転車等駐車場整備
- ・路上自転車等駐車場の設置検討（調布駅など）
- ・自転車走行空間のサインの表示
- ・市外からの来訪者にもわかりやすい環境整備（自転車マップ，市外との自転車ネットワーク連携）
- ・利用しやすいサイクルラックの導入及び大型自転車への対応
- ・現状の自転車等駐車場での運用による125cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車への対応
- ・シェアサイクルステーションの拡充（公共施設等への設置）

■放置自転車対策

- ・商店街周辺に設置された調布市立有料自転車等駐車場の一部を商店街等に有償で貸与することについて，商店街等と協議します。

(調布市自転車等対策実施計画改定版，2021年，p.27)

- ・受益者負担の考え方から駅前の商業事業者・企業者などによる設置や管理，運営の適正化を進めます。

(東部地域街づくり方針，2010年，p.58)

■自転車等駐車場整備

- ・買い物利用による短時間の駐輪需要に対応するため，路上自転車等駐車場について検討を進めます。

(調布市自転車等対策実施計画改定版，2021年，p.50)

- ・公共交通までの交通手段として自転車が利用しやすいよう，乗換拠点での自転車等駐車場の設置を推進します。

(総合交通計画，2011年，p.43)

■路上自転車等駐車場の設置検討（調布駅など）

- ・道路法施行令の改正により、道路上への自転車等駐車場の設置が可能となったことに伴い、公安委員会等と協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討します。

（調布市自転車等対策実施計画改定版，2021年，p.27）

■市外からの来訪者にもわかりやすい環境整備（自転車マップ，市外との自転車ネットワーク連携）

- ・市外からの来訪者にも利用しやすく楽しめる環境を創出するため，近隣自治体とも連携し自転車マップの作成，ルールやサイン計画などについて検討します。

（総合交通計画，2011年，p.58）

■現状の自転車等駐車場での運用による 125cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車への対応

- ・自転車の駐輪状況をみながら，125cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車について，運用の中で125cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車のための駐車スペースの調整を図ります。

（調布市自転車等対策実施計画改定版，2021年，p.50）

■自転車走行空間のサインの表示

- ・子どもや高齢者にもわかりやすい自転車通行空間のサインを表示し，走行空間の利便性向上と歩行者の安全性の向上を図ります。

（総合交通計画，2011年，p.58）

- ・近隣自治体との連続した走行を想定し，通行空間のサインの共通化を検討します。

■利用しやすいサイクルラックの導入及び大型自転車への対応

- ・一般的なサイクルラックに停めにくい大型自転車の増加に伴い，平置き式の駐輪スペースの設置や利用ルール設定などの必要性を検討します。

（調布市自転車等対策実施計画改定版，2021年，p.50）

■シェアサイクルステーションの拡充（公共施設等への設置）

- ・市内移動の利便性向上と来訪者の回遊性向上を図るため，民間事業者と連携し，シェアサイクルステーションを拡充します。

（調布市自転車等対策実施計画改定版，2021年，p.45, 51）

⑩自転車利用マナーの向上

- 歩行者・自転車利用者・自動車いずれも安全で安心な移動環境の確保のため、利用者マナーの向上に向けた啓発活動などを行います。

【関連する実施施策】

- ・市民に対するマナー向上への啓発活動
- ・駅前広場などでの譲りあいの自転車通行ルール化
- ・ロードサイクル利用者に対するマナー向上への啓発活動
- ・各種機関との連携による放置自転車防止、自転車等駐車場への案内・誘導など

■市民に対するマナー向上への啓発活動

- ・交通意識の高揚と自転車利用に関するルール・マナー向上を図るため、自転車安全利用講習会の開催や様々な媒体を活用した広報啓発に取り組みます。

(調布市自転車ネットワーク計画, 2018年, p.66,68)



3. 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

【違反した場合：2万円以下の罰金または没収】

自転車は車道を走行するの原則ですが、稀に歩道に徐行する場合があります。歩道は歩行者優先で歩道の端寄りまたは指定された部分を走行し、歩行者の通行を妨げないよう徐行しなければなりません。

歩行者や「車道自転車通行指定部分（歩道に設けられた自転車レーン）」がある場合は、その部分をできるだけ避けて通行する努力義務があります。

【注意】歩道から車道へ、車道から歩道へ乗り入れる場合は、車道や歩道の状況について安全を確認してから通行しましょう。特に、むき出しの歩道の端寄りや歩道の端から歩道へ乗り入れは禁止です。また、歩道から車道に乗り入れる場合は、右側通行をすることにならないよう注意しなければなりません。

【その他】歩道で他の自転車と通行するときは、譲歩を要して安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車とすれかわるよう通行しましょう。

4. 安全ルールを守る

1. 飲酒運転は禁止

【違反した場合：5年以下の懲役または100万円以下の罰金】

※酒酔いの場合

2. 二人乗りは禁止

【違反した場合：2万円以下の罰金または没収】

自転車には、乗客の座席が用意されてはいけません。ただし、16歳以上の乗客が幼児用座席に幼児を乗せさせることはできます。

3. 並進は禁止

【違反した場合：2万円以下の罰金または没収】

道路幅員が狭小な場合を除き、並進は禁止です。

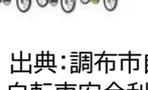
4. 夜間はライトを点灯

【違反した場合：5万円以下の罰金】

夜間、ライトをつけずに走行するのは、自転車等の運転者から視認とされやすく非常に危険です。車の安全確認だけでなく、自転車も運転者や歩行者に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しなくてはなりません。また、安全確認が難しい暗い場所では、前後左右の赤・青・緑・白の反射板を点灯を心がけましょう。

5. 傘差し・携帯電話使用・イヤホン等使用運転の禁止

【違反した場合：5万円以下の罰金】



出典：調布市自転車ネットワーク計画
自転車安全利用講習会 パンフレット

■駅前広場などでの譲りあいの自転車通行ルール化

- ・駅前広場等、様々な人が利用する場所においては、優先すべき方に配慮し、自転車走行空間の確保に努め、歩行者と自転車を分離し、歩行者の安全性を確保します。

(総合交通計画, 2011年, p.62)

(みんなに優しい自転車の安全利用宣言, 2021年, p.1)

■各種機関との連携による放置自転車防止、自転車等駐車場への案内・誘導など

- ・鉄道事業者や企業など各種機関と連携し、適切な案内による自転車等駐車場への誘導について検討します。

(総合交通計画, 2011年, p.59)

■ロードサイクル利用者に対するマナー向上への啓発活動

- ・ロードサイクル利用者に向けたルール・マナー向上を図るため、様々な媒体を活用した広報啓発に取り組みます。

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
自転車 利用環境 の整備	自転車走行空間の整備	自転車利用実態を踏まえた、空間の有効活用やルールに基づくネットワークの構築	■	■
		都市計画道路の整備，改修にあわせた空間整備	■	■
	自転車等駐車場などの環境整備	放置自転車対策	■	■
		自転車等駐車場整備	■	■
		路上自転車等駐車場の設置検討（調布駅など）	■	■
		自転車走行空間のサインの表示	■	■
		市外からの来訪者にもわかりやすい環境整備（自転車マップ，市外との自転車ネットワーク連携）	■	■
		利用しやすいサイクルラックの導入及び大型自転車への対応	■	■
		現状の自転車等駐車場での運用による 125cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車への対応	■	■
	シェアサイクルステーションの拡充（公共施設等への設置）	■	■	
	自転車利用マナーの向上	市民に対するマナー向上への啓発活動	■	■
		駅前広場などでの譲り合いの自転車通行ルール化	■	■
		ロードサイクル利用者に対するマナー向上への啓発活動	■	■
		各種機関との連携による放置自転車防止，自転車等駐車場への案内・誘導など	■	■

（ □：施策の準備・検討 ■：施策の展開・実施 ▨：実施した施策の継続・運用）

■荷さばき車両等の駐停車空間の確保

- ・ 駐車場事業者と協力して、交通渋滞の一因となる路上での荷さばき行為を解消するため、「荷さばき可能駐車場」の設置や時間帯による路上での荷さばき対策等を検討し、必要な整備を進めます。

【事例】東京都でのコインパーキングを活用した「荷さばき可能駐車場」の確保

東京都では、駐車場事業者の協力を得て、どの駐車マスでも荷さばき可能な駐車場を「荷さばき可能駐車場」として指定している。



(コインパーキングを活用した「荷さばき可能駐車場」の確保(東京都都市整備局 HP, 2021年))

■違法駐車対策の強化

- ・ 歩行者や自転車交通の多い経路において違法駐車防止重点地域を設定し、自転車等駐車場整備やパトロールの強化、放置自転車の撤去などを推進し、安全で魅力的なまちづくりを進めます。

(総合交通計画, 2011年, p.65)

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
中心市街地・駅周辺等の地域の拠点へのアクセス性向上	中心市街地・駅周辺等の地域の拠点へのアクセス性向上	まちづくりと一体となった交通結節機能の強化【再掲】		
		適切な公共交通ネットワークの構築【再掲】		
		自転車ネットワークの整備		
	駅周辺での交通混雑の緩和	駅周辺における自動車の混雑緩和に向けた駐車場の効果的な運用		
		荷さばき車両等の駐停車空間の確保		
		違法駐車対策の強化		

(□ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ▨ : 実施した施策の継続・運用)

V-2 中心市街地・駅周辺等の地域の拠点での回遊性の向上

③安心して移動・回遊できる空間整備

○歩行者交通量の多い中心市街地・駅周辺等の地域の拠点では、まちづくりと一体となった歩行空間の整備による快適性の向上、回遊性の向上を進めます。

【関連する実施施策】

- ・まちづくりと一体となった交通結節点でのにぎわい・憩い空間の創出
- ・鉄道敷地を活用した歩行空間の確保・整備
- ・憩いの空間などの整備による回遊性の向上
- ・民間との共同による空間創出、空間の快適性向上
- ・民間と共同での回遊性向上に向けた道路空間等の活用

■まちづくりと一体となった交通結節点でのにぎわい・憩い空間の創出

- ・拠点を中心とした駅前広場の整備では、休憩できるスペースや施設の設置を検討し、ゆとりある駅前空間の創出を図ります。

(西部地域街づくり方針, 2010年, p.58)

■鉄道敷地を活用した歩行空間の確保・整備

- ・鉄道敷地を活用した新たな歩道を整備し、中心市街地内の最も重要な移動経路として安全な歩行空間の整備を推進します。

(総合交通計画, 2011年, p.62)

■憩いの空間などの整備による回遊性の向上

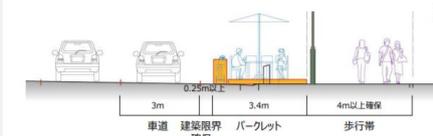
- ・駅前広場を中心に多目的に利用できる憩いの空間を整備し、だれもが気軽に楽しめる周辺のみちづくりと一体となった歩行者空間の創出により、駅を中心としたまちなかの回遊性の向上を図ります。

(総合交通計画, 2011年, p.62)



【事例】神戸市でのKOBEパークレット設置

- ・道路空間のリデザインの一環として、憩いや賑わい機能の創出の新たな取組みとして、一部を歩行者の休憩スペースとして地域との協働により社会実験を実施した。地域のにぎわい創出につながったとして、その後継続設置をした。



■民間との共同による空間創出、空間の快適性向上

- ・都市再生整備計画の区域内的の民間事業者等と共同で、歩行者の交流・滞在空間の創出を推進します。
- ・さらに、駐車場出入口の見直しや民地の活用も視野に入れて、人中心の空間づくりのあり方を検討します。

(「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度(法律・税制・予算等)の概要, 2020年, p.6)

■民間と共同での回遊性向上に向けた道路空間等の活用

- ・道路占有許可制度を活用し、道路や地下道の空間を利用したオープンカフェの展開など、まちの回遊性・にぎわいを高める取組みを促進します。

(官民連携まちづくりの進め方, 2020年, p.34)

④緑豊かな街並みの創出

○魅力ある中心市街地の形成のため、歩行空間や交通結節点の整備においても緑豊かな空間の創出を目指します。

(総合交通計画, 2011年, p.64)

【関連する実施施策】

- ・緑豊かな駅前広場の整備
- ・鉄道敷地を有効活用した緑豊かな空間の創出

■緑豊かな駅前広場の整備

- ・駅前広場は交通結節点の機能に加えて、緑豊かな交流スペースを設置し、中心市街地の回遊性と魅力の向上を図ります。

(総合交通計画, 2011年, p.66)

■鉄道敷地を有効活用した緑豊かな空間の創出

- ・鉄道敷地を活用した新たな歩道に植栽などを設置し、緑豊かな景観と歩いてみたくなる街並みの整備を促進します。

(総合交通計画, 2011年, p.66)

事業スケジュール

	施策実施方針	実施施策	施策実施時期	
			短期	中長期
中心市街地・駅周辺等の地域の拠点での回遊性の向上	安心して移動・回遊できる空間整備	まちづくりと一体となった交通結節点でのにぎわい・憩い空間の創出	■	■
		鉄道敷地を活用した歩行空間の確保・整備	■	■
		憩いの空間などの整備による回遊性の向上	■	■
		民間との共同による空間創出, 空間の快適性向上	□	■
		民間と共同での回遊性向上に向けた道路空間等の活用	□	■
	緑豊かな街並みの創出	緑豊かな駅前広場の整備	■	■
		鉄道敷地を有効活用した緑豊かな空間の創出	■	■

(□ : 施策の準備・検討 ■ : 施策の展開・実施 ■ : 実施した施策の継続・運用)